

3. 運営基準等

「介護予防支援業務について」

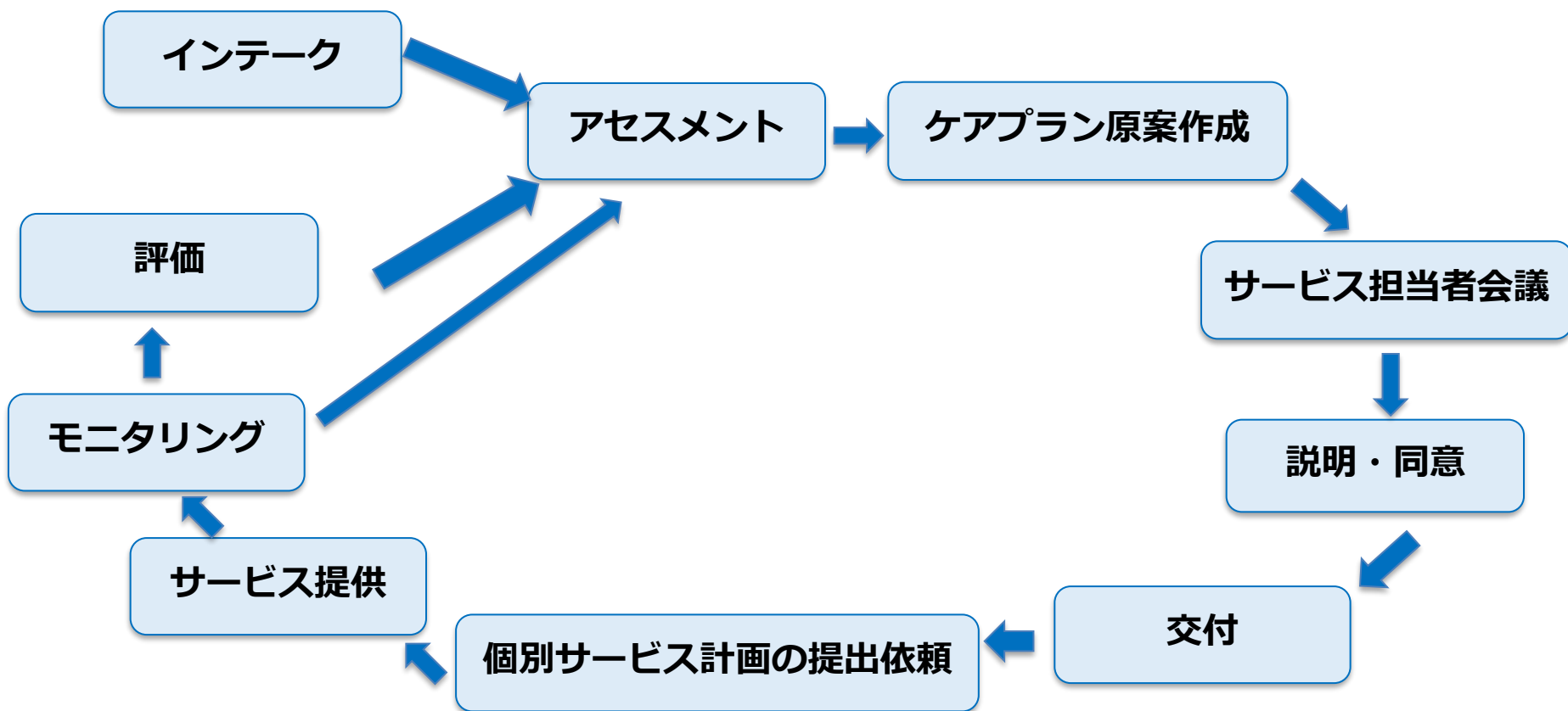
◆介護予防支援業務マニュアル

ダウンロード・・・大分市HP>健康・福祉・医療>介護・障がい者・福祉>介護保険>事業者の方へ>介護サービス計画作成担当者の方へ>介護予防支援業務マニュアルと自己チェックリストを改定しました

介護予防支援の考え方

- ◆ 自立支援と目標達成を目指す
- ◆ 本人ができることは本人が行い、多様な視点で補う
- ◆ 「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援」を基本とする
- ◆ 「目標思考的な計画」とし、サービス利用そのものを目的としない

介護予防ケアマネジメント全体図



アセスメント（課題分析）

- ◆ 利用者宅を訪問し、本人・家族と面接
- ◆ 生活全般を把握
- ◆ 本人・家族の意向を確認
- ◆ 背景・原因を分析し、将来のリスクも整理
- ◆ 実施状況を支援経過に記録

ケアプラン原案作成

- ◆ 利用するサービスはケアプランに位置付ける
- ◆ 現在の課題だけでなく、将来のリスクも把握
- ◆ 課題の優先順位を明確にする
- ◆ 本人・家族の視点を反映する

目標設定

- ◆ 課題から導かれる具体的な目標
- ◆ 評価が可能な表現にする
- ◆ 利用者・家族と共有できる内容

課題・目標・総合的な方針

◆課題

◆目標

◆総合的な方針

サービス位置づけ

- ◆ サービスは課題解決のための手段
- ◆ 利用者の希望だけで決定しない
- ◆ なぜ必要かを説明できるようにする

サービス担当者会議

- ◆ 課題・目標・支援方針を共有する場
- ◆ 必要な関係者を招集して開催
- ◆ 結論や課題を記録に残す

個別サービス計画

- ◆ 提出の依頼と支援経過記録への記載
- ◆ ケアプランの連動性・整合性の確認

評価と見直し

- ◆ ケアプラン期間終了時や状況変化時に評価
- ◆ 目標達成状況を踏まえて見直す
- ◆ 記録として残し、次のアセスメントに反映

その他の留意事項

- ◆ 医療サービスの位置づけ
- ◆ ケアプランの同意署名
- ◆ 5 W1Hの記録

まとめ

- ◆ **介護予防支援の目的は「自立支援」**
- ◆ **ケアマネジメントプロセスの適切な実施と記録**

一部委託（受託）とは

- 地域包括支援センターが行う介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務のうち、ケアプラン作成に係る一連の業務を居宅介護支援事業所に委託すること。

<委託業務の内容>

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| (1)アセスメント | (2)介護予防サービス・支援計画書原案の作成 |
| (3)サービス担当者会議の開催 | (4)介護予防サービス・支援計画書の交付 |
| (5)サービスの提供 | (6)モニタリング |
| (7)評価 | (8)給付管理（※請求業務は地域包括支援センター） |

※一部委託をしても、その責任主体は地域包括支援センターにある。

- 一部委託の根拠法令
 - ◆介護保険法…第115条の23、47
 - ◆介護保険法施行規則…第140条の35、70
 - ◆大分市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例…第15条

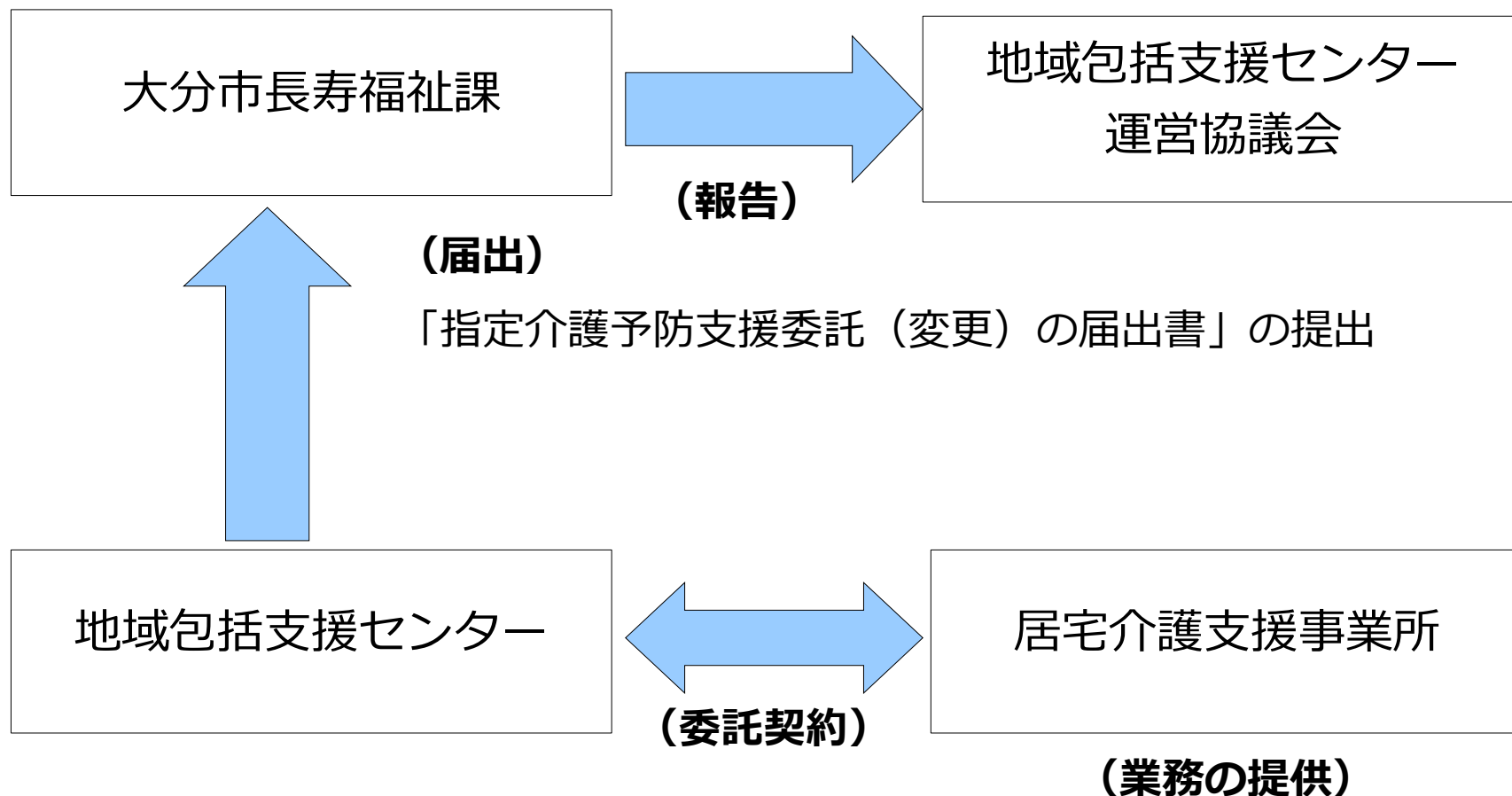
一部委託（受託）とは

＜委託可能な居宅介護支援事業所＞

1. 下記①～③のいずれかの研修受講者
2. 事業所内で受講者より伝達を受けた介護支援専門員

- ① 大分市介護支援・サービス事業従事者合同基礎研修会
- ② 大分市介護予防ケアマネジメント新任者研修会
- ③ 大分市介護予防ケアマネジメント研修会

一部委託（受託）の流れ（事務）



一部委託（受託）業務の流れ（例）

居宅

- 担当の利用者が要支援認定を受けた場合、「要支援者等連絡票」と「被保険者証の写し」を包括へ送付

包括

- 「要支援者等連絡票」と「被保険者証の写し」受理
- 利用者に委託の意向確認 ※包括から一部委託を依頼する場合はここから
- 包括と利用者で契約締結（居宅と同行訪問）
- 包括と居宅で業務委託契約締結

居宅

- 「居宅介護（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届」または「介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」、利用者から預かった被保険者証を市に提出

包括

- 市・国保連へ委託届出書等の書類提出
※委託届出書は、年度途中で新たに委託する居宅のみ記載。

居宅

- 市より「主治医意見書」「認定調査結果」「被保険者証」を受理
- 包括名が記載された被保険者証を利用者へ返却
※認定結果が出ていない場合は、後日市より利用者へ送付
- ケアマネジメントプロセス（アセスメント、ケアプラン（原案）作成）実施

包括

居宅が作成したケアプラン（原案）確認
※ケアプラン変更の場合は、サービス評価表とケアプラン（変更原案）の確認

居宅

- ケアマネジメントプロセス（サービス担当者会議、説明・同意、個別サービス計画の提出依頼、交付）実施
- ケアプランの写しを包括へ提出
- ケアマネジメントプロセス（サービスの提供、モニタリング）実施
- 「介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）に係る請求対象者一覧表」作成、給付実績が分かる書類とともに包括へ提出

包括

- 介護報酬の請求

居宅

- ケアマネジメントプロセス（評価）実施、サービス評価表の作成

※ケアプランの期間が終了する時、利用者の状態変化等によりケアプランの変更が必要な時は、一連の業務を行い、ケアプランを作成すること。

初回加算

介護予防サービス計画を新たに作成するにあたり、新たなアセスメント等を要することを評価する加算。

状況	算定可否	補足説明
委託元（地域包括支援センター）の変更はないが、委託先（居宅介護支援事業所）が変更した場合	算定不可	委託元の地域支援センターは初めてその利用者を担当するわけではないため
要介護⇒要支援になった利用者。要介護の時から担当していた居宅介護支援事業者が引き続き担当する場合	算定可能	要支援⇒要介護になった場合も同様の取扱い
契約関係のみ存在していた利用者の給付管理を初めて行う場合。	算定可能	過去2月以上、給付管理を行っていない場合も算定可能

委託連携加算

地域包括支援センターが介護予防支援を外部の居宅介護支援事業者に委託する際の情報連携などを評価する加算

※委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度とする。

状況	算定可否
一部委託先の居宅介護支援事業所が変更になる場合、委託連携加算を算定できるか。	算定可能
委託元の地域包括支援センターが変更になる場合、委託連携加算を算定できるか？	算定可能

介護職員等処遇改善加算 (令和8年6月新設)

- 介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書を作成し、事前に保険者に届け出をした場合に一月当たりの総単位数に2.1%を加算する。
- 一部委託においては、委託元の地域包括支援センターが介護職員等処遇改善加算を算定する場合は、委託先の居宅介護支援事業所も算定できる。

※委託先の居宅介護支援事業所が要件を満たす必要はない。

※地域包括支援センター側で合算した加算額以上の賃金改善を委託先を含めて行う必要がある。

実績報告書

- 委託先の居宅介護支援事業所における実際の賃金改善を把握すること
- 委託先の居宅介護支援事業所における実際の賃金改善額または原案作成委託料として支払った処遇改善加算相当額については、委託先ごとに、実績報告書に記載する

参考

別紙様式2-3(個票(6月以降))

法人名

【記入上の注意】
 ・**オレンジ色**のセルは必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

提出先

合計	全サービス	従来から処遇改善加算の対象となっていたサービス	令和8年6月から新たに処遇改善加算の対象となるサービス	
処遇改善加算(見込額)の合計[円] (別紙様式2-12 ①の内数)	0			円
うち、処遇改善加算取組相当の1/2(見込額)の合計[円] (別紙様式2-13(1)の内数)	0			円

⑤キャリアパス要件IVについて(「令和8年度の算定予定」について)

処遇改善加算 I・II の算定を届け出た事業所数 (短期入所・予防・総合事業での重複除く)	
改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	
改善後の賃金要件を満たす職員は0人であって、令和8年度特例要件は満たす事業所数	

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬単位数(処遇改善加算を除く) [単位] (a)	1単位あたりの単価[円] (b)	令和8年6月以降に算定する処遇改善加算の区分	加算率 (c)	算定対象月 (d) ※通常は令和8年6月から令和9年3月	処遇改善加算の見込額[円] (a×b×c×d)	①月額賃金要件		②・③キャリアパス要件 I・II	④キャリアパス要件 III	⑤キャリアパス要件 IV		⑥キャリアパス要件 V	⑦令和8年度特例要件	
		都道府県	市区町村									処遇改善加算 IV 相当の見込額の1/2	月額賃金要件 I を満たす			改善後の賃金要件(年額440万円以上)を満たす職員数を記載	改善後の賃金要件を満たす職員は0人であって、令和8年度特例要件は満たす/誓約する			
1										令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)										
2										令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)										

委託契約について

○利用者が転居することが判明した場合

➡ 居宅介護支援事業所は現在の委託元の地域包括支援センターへ連絡。

※委託元の地域包括支援センターが変更する可能性があるため。

○委託を受けた利用者を、他居宅介護支援事業所へ引き継ぐ場合

➡ 引き継ぐ前に、必ず地域包括支援センターへ連絡。

※地域包括支援センターと引き継ぎ先の居宅介護支援事業所とで委託契約が必要（利用者を含めた契約が必要な可能性もあり）なため。